# えん罪豊川幼児殺人事件 田邉さんを守る会会則

１．名　称　　本会は「えん罪豊川幼児殺人事件田邉さんを守る会」と称します。
　　但し、略称を「えん罪田邉さんを守る会」と称します。
２．事務所　　国民救援会愛知県本部気付とします。
３．目　的　　本会は「豊川幼児殺人事件」のえん罪事件の真相を明らかにし、無実を訴えている田邉雅樹さんの再審開始・無罪を勝ち取ることを目的とします。
４．組　織　　本会は上記の目的に賛同する個人および団体で組織します。
５．会　員　　本会の加入申込書に署名し、会費を納める方はどなたでも会員とします。
６．活　動　　本会はその目的達成のための、調査・学習・宣伝・署名・会員拡大・募金などの活動を行います。
７．役　員　　会長１名、副会長若干名、事務局長１名、事務局次長１名、財政１名、監査１名および世話人若干名で構成し、会の運営に責任を負います。
　　なお、世話人会の議を経て事務局を置きます。
８．総　会　　総会は年１回開催し、活動方針、会計報告、役員選出などの決定、承認を行います。なお、必要な場合は臨時総会を開催します。
９．財　政　　本会の財政は会費、募金および事業収入でまかないます。
　　会費は年会費とし、個人・１年１口 1,000円、団体・１口 1,000円以上とします。７月１日から翌年の６月30日までを会計年度とします。
10．会計監査　会計監査は総会前に行い、その結果を総会時に報告します。
11．付　則　　会則の変更は総会の議を経て行います。

改正年月日：2012年７月22日（付則を挿入）
　　2014年８月８日（事務所を変更、会計監査を挿入）
　　2016年８月28日（「役員」に事務局の設置を挿入）

---------- キ ---- リ ---- ト ---- リ ----------

# えん罪豊川幼児殺人事件 田邉さんを守る会　入会申込書

| | | |
|---|---|---|
| 氏　名<br>又は　団体名<br>（代表者） | ふ り が な<br><br>（役職・氏名　　） | ・個人加入<br>性別　男 ・ 女<br>・団体加入 |
| 連絡先住所 | 〒　　－　　（　　都・道・府・県）〇印を<br><br>電話　　－　　－<br>FAX（　同上、　又は　　－　　－　　）<br>携帯電話　　－　　－<br>E-mail（ﾊﾟｿｺﾝ）<br>E-mail（携帯） | |
| 入会申込日 | ２０　　年　　月　　日 | 会費　　口　　円 |

# 「えん罪豊川幼児殺人事件 田邉さんを守る会」加入のお願い

各位

えん罪豊川幼児殺人事件 田邉さんを守る会
〔連絡先：国民救援会愛知県本部　TEL052-684-5825　FAX 052-684-6355〕

**《豊川幼児殺人事件とは》**

去る2002年７月28日（日）午前１時過ぎ、豊川市内のゲームセンター駐車場に止められていた車から、父親らがゲーム中に当時１歳10ヶ月の幼児が何者かに連れ去られました。そして同日午前５時過ぎ、直線距離にして約４キロメートル離れた御津（みと）町の佐脇浜で、蟹採りに来ていた住民によって溺死した幼児の遺体が発見されました。

2003年４月15日、警察は、事件当日に同じ駐車場にいたトラック運転手の田邉雅樹さん（当時35歳）を犯人として逮捕しました。田邉さんは一旦は自白させられましたが、国選弁護人と接見後、否認に転じました。

**《裁判の経過》**

この事件は名古屋地方裁判所で慎重な審理がなされ、「自白の信用性には大きな疑念がある」として、2006年１月24日、犯人とされた田邉雅樹さんに無罪判決が言い渡されました。ところが、検察側が控訴をし、新しい証拠もないまま2007年７月６日に名古屋高裁は、「自白の根幹部分は信用できる」との判断から懲役17年という逆転の有罪判決をし、2008年９月には最高裁で上告棄却となり刑が確定しました。現在、田邉さんは大分刑務所に服役しています。

**《えん罪と考える理由》**

田邉さんは、警察の取り調べに対して当初は否認していましたが、執拗な取り調べに耐え切れず、とうとう言われるままに自白をさせられました。（本人の談）

〇この事件では、物的証拠が一つもありません。幼児を乗せたとされている田邉さんの車からは、警察による微物検査の結果、証拠となる物が何も見つかっていません。

〇犯行の目撃証言も皆無です。

〇新聞報道によって、「事件当時の現場は干潮のため岩が露出しており、自白通りの殺害方法では幼児の身体に傷が残っているはず」と指摘されると、それに合わせるように自白の内容（しかも忘れるはずのない殺害方法）が変更されています。

〇自白では、「幼児を自分の車に乗せて走っているとき、赤信号で止まった」と述べている信号は、実はその時間帯には点滅信号だったことが分かりました。

〇遺体発見現場と自白による幼児の投棄場所との関係を、事件当夜の潮流から調べてみますと、つじつまが合いません。自白通りだと流れ着くはずのないところで遺体が上がっているのです。

**《再審開始、そして無罪判決を》**

何よりも、有罪の根拠となった「自白」の信用性が疑われます。ですから、私たちは裁判のやり直しを求めています。

田邉さんの無実を明らかにし、一日も早い社会復帰の願いがかなうように、皆様のお力添えを心よりお願いいたします。

## ═ この世から冤罪による悲劇を無くしましょう ═